

資料 No. 3 - 2

パブリックコメントに寄せられた意見

案で特に問題はないと思います。産学、産官学から構成される種々の協会役員等は当面対象外という理解でしょうか？

審議参加に関する申し合わせ（案）ですが、いかにご回答申し上げます。

1) 2)

適用範囲、と個別事項の審議、については、ご提案どおりで結構と思います。

3) 情報の公開についてですが、やむを得ないのかも知れませんが、つい先般も教授の寄付について、大々的に報じられたところです。公開となった場合、現在のマスコミの質に鑑み、公平、あるいは正確な形で報道されずに、歪曲された形で報道される危険性が極めて大きいと考えます。いわゞもがなですが、研究の推進にとって寄付は不可欠なものであり、現在の日本の大学事情では当然欠かす事はできないものです。

正直私も、本部会の任務について、かなり消極的になっており、辞退させていただくことも考慮しております。今後大学からは部会の委員を受けられる方はいなくなるのではないか、と懸念いたします。

審議委員に就任される方にとって、2年前、3年前に講演して戴いた謝金とその支払先までを正確に思い出すことは難しいと思われます。多くの人はその様な記録を手元に残していないためです。今後新たに委員に就任される方は減少するのではないかと心配されます。

①奨学寄附金の金額で500万超、500万以下、50万で分けておられますが、審議参加、議決への参加の基準が受領金額のみで単純に決めてもよろしいものでしょうか？

内容（寄附の内容や条件、名称）についてもう少しチェックできる方がよろしいのではないですか？

金額も、場合によっては、500万円では低すぎることも高すぎることもあるように思います。（つまり、必ずしも金額では決められない）

②申告期間は3年程度で案は妥当と思います。

03-3503-1760 厚労省医薬食品局 総務課薬事審議会 殿

審議参加に関する申し合わせ案に対するコメント

案、及びパブリックコメントに対する回答は、概ね了承できるものと思います。

以下順不同

資料3 「予め寄付の約束をした上」

この判断をするための方策が分かりません。

資料5 他 「家族」

生計を一にする一親等、としたのは現況では止む無いと思います。本来個人に
関わることで、家族といえども互いに独立した個人として扱われて問題がない
のが望ましいでしょうが。

資料7

「トンネル寄付」

申し合わせに掲載する文言として宜しくないように思います。定義もあいまい
です。

「上司・部下」

家族よりもむしろ濃密な利害関係を有する可能性があります。

賞などの審査では、同一グループの構成員は審査員から外すのが通常となって
います。範囲を決めるのに作業が必要ですが、課題と存じます。

「合算」

同種同効薬のメーカーから広く薄く講演料等を受ける場合、問題となるとは思
いますが、専門家を外す恐れもあります。今後の検討課題としては残すべきと
思います。

以上 20080125

[REDACTED]

[REDACTED]

1. 申し合わせについては、異論はありません。
2. 研究室及び私的にも申し合わせに記されている類の全品を受領したことはありませんので、コメントのしようがありません。
3. ひとつの考え方として、どのようにダメな品を支援しても、30年前はともかく今は科学的数値によって明らかになるわけで、法に違反したならそれなりの罰を課せばよいことです。米のように 政府機関 ↔ 会社 が自由自在に人事交流が行われているのは、
現在の日本の種々の停滞を突破するのによいのかもしれません。“秘密”に関することは、どこへ行っても明らかにしないということだけが基本ルールです。日本もまねてはいかがですか？種々のバリアーを設定するほど、多分現状打破は不可能でしょう。

2008年2月12日

審議参加に関する申し合わせ(案)について

「大学や研究機関等と民間企業との共同研究の実施や技術移転といった産学官連携の活動は国全体として推進されているものである。」(1.(1))とし、「寄附金・契約金等もって委員等と企業との間に不適切な関係があるかのような誤解が生じないよう希望する。」(5)という本来の姿に反して、個人の報酬を含めて「寄附金・契約金等」と一括することによって「透明性の高い機関経理による研究費」についての国民の誤解を助長させていることは、極めて遺憾である。

そもそも「個人の報酬」と「厚生労働科研費と全く同様の機関経理がなされている研究費」との区別ができているのか疑問である。

当初からそうであったが、「注4」は極めて不適切である。「寄附金・契約金等」と一括することで国民の誤解を助長させている。「コンサルタント料・指導料、特許権・特許権使用料・商標権による報酬、譲渡・原稿執筆料その他これに類する行為による報酬」は個人の報酬であり、これとは厚生労働科研費と全く同様の機関経理がなされる委任経理金や受託研究は、全く同じ類とでも認識しているのですか。

細かなことでは「受取人」は不適切で、受け取ることはありません。

前回のしかるべき多くのコメントに反して、適切な改訂がなされなかつたことは遺憾と言うほかはありません。

「Q4」について、学会への寄付はともかくとして、学術総会の学会長は委任経理金よりも透明性が確保されず、注5と同様な取り扱いは奇妙。

適切な改訂がなされることを強く望みます。

以上

厚生労働省 薬事・食品衛生審議会薬事分科会
審議参加と寄附金等に関する基準策定ワーキンググループ御中

「審議参加に関する申し合わせ案（2008年1月22日付）」に関する
意見書

2008年2月18日

薬害オンブズパースン会議

代表 鈴木利廣

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-14-4

AMビル4階

TEL 03-3350-0607, FAX 03-5363-7080

e-mail yakugai@t3.rim.or.jp

<http://www.yakugai.gr.jp>

当会議は、審議参加と寄附金等に関する基準等の策定に関し、後記のとおり3回にわたり意見書を提出し、ヒヤリングにおいても意見を述べてきたところであるが、その後の審理経過を踏まえ、2008年1月22日付で公表された「審議参加に関する申し合わせ（案）」について、以下のとおり意見を述べる。

なお、各意見の理由の詳細については、これまでの意見書に詳述したので、それを参照されたい。

記

1 「はじめに」について

(1) 本規定の性格は、重要性に鑑みて「申し合わせ」ではなく、薬事分科会規則にするべきである。

2 「適用範囲」について

(1) 「厚生労働大臣から諮問された案件等すべての議決を要する審議に適用する」としたことは、ガイドラインなど公共性の高い事項についての審議の公正さを保つうえで、極めて重要であり、妥当な結論として高く評価できる。

(2) 「参考人」にも適用することとした点も同様である。

(3) なお、抗癌剤イレッサ（ゲフィチニブ）について検討した「ゲフィチニブ検討会」では、日本肺癌学会の「ゲフィチニブ使用に関するガイドライン」作成委員会が作成したガイドラインを周知徹底することを結論の一部としたが、このガイドライン作成委員会の委員には、イレッサの学術情報の提供を装った実質上の宣伝広告や治験に関与した医師が多数含まれていたことは審議に当たり何ら考慮されなかった。これでは

審議結果の公正さは担保できない。

審議会の結論の一部となる重要資料等についても、利益相反関係を吟味するためのルールを併せて設けるべきである。

3 「委員等が申請資料作成関与者等である場合の扱い」について

(1) 基本的な考え方として、得た経済的な利益の多寡にかかわらず、一定の地位にあることをもって審議参加を制限するべき場合があるという考え方を採用した点、具体的に「承認申請資料等作成者」、「利用資料作成関与者」を審議に関与できないとした点は、妥当である。

(2) 但し、「承認申請資料等作成者」、「利用資料作成関与者」以外の類型としては、「審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係を有する委員」としか記載してない点が不十分である。

少なくとも、「特許等何らかの知的財産権を保有している者、株式の保有者、その他、審議の公正さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係を有する者」と規定すべきである。

この点は、当会議の2007年12月26日付意見書でも指摘したところ、寄附金・契約金等による規制対象となるからよいという回答があった。

しかし、当該企業の医薬品について知的財産権、株式等を有するという立場は、当該企業の成長に対する投機的期待をもつ特殊な立場にある。株主、株式会社の所有者であり、株の配当利益を得ていなくとも、値が下がれば損失を被るのである。以上の点に照らし、得た金額の多寡にかかわらず審議参加を認めるべきではない類型として明記すべきである。

(3) 競合品目をも対象とした点は妥当である。

4 委員が申請者等より寄附金・契約金等を受け取っている場合の取り扱いについて

(1) 対象について

① 競合品を対象とした点は妥当である。

② 「寄附金・契約金等」と規定して、注4)で具体的な例挙をして対象を広くとり、奨学寄附金を除外しないこととした点も妥当である（但し、特許、株保有の扱いについては前記のとおり）。

奨学寄附金の扱いについては、前回のパブリックコメント募集に際して、2007年12月16日付意見書で、当会議が強く求めた点であり、従前の申し合わせ案を修正して、対象に含めるとした点を高く評価する。

③ この度のパブリックコメント募集に際して、改めて奨学寄附金の除外を求める大学

関係者等の意見が出されることが予測されるが、対象に含めるという結論を堅持されたい。その理由は以下のとおりである。

(ア) 本ワーキンググループ設置の契機は、前記のとおり、厚生労働省の「インフルエンザに伴う随伴症状の発現状況に関する調査研究」の主任研究者（横田俊平横浜市立大学教授）他が、タミフルを販売する中外製薬から、多額の奨学寄附金を受領していたことが判明し、中立性と公正さに対する疑問が社会的に指摘されたことである。にもかかわらず、奨学寄附金を除外したのでは、到底国民の納得は得られない。

(イ) 奨学寄附金の金額とその実態に照らしても除外するのは意味がない。

以下は、薬害オンブズパースン・タイアップグループ仙台が、東北大學に対し、情報公開請求を行った結果の集計である

(<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/12/dl/s1225-11g.pdf>、資料3—2)。

奨学寄附金による収入は、治験の3倍、受託研究の10倍以上となっている。一件1500万、3000万という寄付金もある。これを除外すれば、規制の実効性が失われることは明かである。

奨学寄附金	総額 約7億1479万円
治験	総額 約2億4104万円
製造販売後	総額 約 2327万円
受託研究	総額 約 6570万円
共同研究	総額 約 6111万円
学術指導	総額 約 210万円

(ウ) 奨学寄附金を除外すべきであるとする意見の多くは、奨学寄附金が教育・研究助成目的に使用され、機関処理され、透明性が高いということ、すなわち、委託研究、共同研究のように、契約に基づいて研究内容が拘束され、資金提供者に成果を還元することが求められることはないということを理由にしている。

しかし、この点は奨学寄付金を除外する理由にはならない。

なぜなら、第1に、奨学寄付に当たって、特定の研究目的や講座や研究者を指定することができる。研究者もしくは、研究者が帰属する講座にとって重要な研究について、研究者、講座等を指定して、継続して奨学寄付を行う企業の医薬品が承認や安全対策の審査の対象となっている場合、その研究者が審査に関与すれば、意図せずとも判断が甘くなる可能性は否定できない。また、少なくとも、国民の目からみて、その審議は中立性や公正さの基盤を欠くように見えることは否定できないのである。

第2に、そもそも利益相反関係の規制は、国家公務員倫理規定に違反する行為、贈収賄や職務違反等の規制とは異なり、むしろ違法や不正がないことを前提に、たとえ不正な目的を有していないとも、企業との経済的関係が、公正・中立な判断を損なう可能性があること、また少なくとも外部からみて公正さ中立性が損なわれているように見えること（"appearance"）は適切でないという考え方から、これを回

避するために求められるものである。

従って、教育研究助成という正当な目的を有しているとか、国策として産学連携が推進されているとか、経理処理に透明性があるといったことは、「審議不参加の基準」の適用対象から奨学寄附金を除外する理由にはならないのである。

(2) 審議不参加の基準について

① 合算額ではなく個別の企業からの受領額を問題としている点、基準金額いすれも不当である。

仮に個別企業毎の受領額を問題にするのであれば、議決権行使の制限と同様の50万円を基準とすべきである。

理由は以下のとおりである。

② 理由の第1は、個別企業からの受領額が500万円以下は審議に参加できるとすれば、この基準に抵触する場合は極めて限定され、規定を設ける意味がないという点にある。

本ワーキンググループが、昨年実施した実態調査の暫定集計の結果

(http://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/11/dl/s1128-17j_0001.pdf) では、医学部・薬学部全体で、奨学寄附金の平均額は1件当たり約72万円、臨床研究1件当たり約75万円、委託研究費1件当たり約369万円が平均値であり、教授一人当たりの民間企業からの受領総額の平均が約644万円である。この644万円の受領総額は、各企業からの受領額合計であって、個別企業からの受領額ではない。

個別企業からの受領額を基準に審議参加の基準を決めるのであれば、1企業から年間いくら受領しているのかという観点からの実態調査が行われてしかるべきであるが、そのような調査がなされていない。しかし、少なくとも、この実態調査結果だけからも、1社で500万円になる例が希であることは容易に推測できる。

利益相反問題についての社会的関心を集め、本ワーキンググループ設置のきっかけとなったのは、厚生労働省「インフルエンザに伴う随伴症状の発現状況に関する調査研究」の主任研究者である横田俊平・横浜市立大学大学院発生成育小児医療学教授の講座に、タミフルの輸入販売元の中外製薬から「奨学寄附金」名目で寄附金が渡っていたことである。報道によれば、その金額は、2001～2006年度までの6年間に計1000万円、最も多い年でも250万円であるから、基準額が500万円であった場合はもとより、300万円でも基準に抵触しないことになる。

これは厚生労働科学研究の研究班の問題であって、医薬品の審査等ではないが、それでも国民は、この利益相反関係が評価の公正さを歪める可能性があると考えたのである。ましてや、医薬品の審査の場合には、より厳格な基準が求められていると考えるべきなのである。

③ 理由の第2は、なぜ500万円なのかという点について説明の責任が果たされていないという点である。

金額基準について、「暫定ルール」では500万円であったが、前記の実態調査

を踏まえた2007年11月28日の審議により300万円としてパブリックコメントを求め、2008年1月15日の審議によって500万円となるという経過を辿っている。

なぜ500万に修正したのか、同日の議事録が公開されていないので議論の詳細は不明であるが、パブリックコメントに対する回答では、米国及びEUの基準額を目安に総合的に勘案したと記載されている。

しかし、米国及びEUは、競合品等を合算しているなど枠組が異なるので単純に比較することはできない。何より、重視すべきであるのは、あくまで我が国における実態あり、この実態は前述したとおりなのである。

- ④ 議決権行使の意思決定は審議の結果形成されるのであるから、議決権を行使する他の委員の意思決定に不当な影響を与えることを回避できない。そうであれば、審議参加の基準も議決権行使の基準に合わせるべきである。
- ⑤ 基準金額に抵触しても、当該審議事項についてのみ、審議・議決に際しては参加できないというだけであって、委員になる資格がないなどと言っているのではないのであるから、産学連携を阻害するとか、委員のなり手がいなくなるといった心配は無用である。

(3) 申告期間について

当該年度十過去2年度とし、実質上3年間としているが、10年とすべきである。

(4) 特例の扱いについて

当該部会で判断するとしている点が不當である。

これまでの意見書でも述べたように、第三者機関を設置して検討すべきである。

(5) 情報公開

- ① 議事録に明記するとした点、公開と同時に発言者氏名を記載することとした点、
申告書をホームページで公開するとした点は妥当であり、高く評価できる。
発言者氏名の公開は、現行取扱いの改正の手続を速やかに進められたい。
- ② 申告書のホームページ公開は、部会終了後ではなく、部会に先立って行うべきである。
- ③ 申告書の記載形式について、50万、50万から500万、500万超のいずれかにチェックを入れるという形式は不當である。
具体的金額の記載を求めるべきである（万の単位以下は切り捨てでもよい）。
3つのランクは、あくまで審議に参加できない基準、議決権を行使できない基準

に符合するものであるが、情報の公開は、審議参加の基準だけでは不足するという観点から国民に判断資料を提供するためのものである。

そもそも審議参加の基準としての500万円が不当なのであるが、これを捨象しても、委員が受領しているのが51万円のなのか499万円のかは、国民にとっては大きな違いである。

これをまとめて記載すれば情報の提供として足りるという考え方は、国民の感覚からあまりにも遊離し、何のための情報公開かということを忘れていると言わざるを得ない。

(6) 「検討」について

- ① 評価ワーキンググループを設置することとした点、委員の選定に当たっては「幅広い国民の意見を反映できるように留意する」とした点は妥当である。
- ② 本ワーキンググループの開催頻度は、年1回では少ない。
- ③ 「医薬品等によって健康を害した方々」ではなく、「薬害被害者等」と明記する方がより適切である。
- ④ なお、「検討」という表題ではなく、「評価ワーキンググループの設置」と規定する方が分かりやすい。

(7) 注1)について

個別の医薬品等の承認審査や安全対策にかかる審議について、審議不参加の基準を適用せず、情報公開のみで足りるとした点は不当である。

(8) 注2)について

競合企業を含めた点は妥当である。

(9) 注3)について

配偶者と一親等の者であって生計を一にする者を含めた点は妥当である。

(10) 注5)について

付意見書においても述べたが、組織の利益相反を除外すべきではない。

今後の検討課題とする旨の回答であったが、今回規定ができない場合には、継続的に審議されたい。

(11) 「終わりに」について

文末に「なお、寄付金・契約金等については、冒頭で述べたとおり、大学や研究機関等と民間企業との共同研究の実施や技術移転といった産学官連携の活動は国全体

として推進されているものであって、寄附金・契約金等の多寡をもって委員等と企業との間に不適切な関係があるかのような誤解が生じないよう希望する」と記載をしているが、この記載は利益相反関係の規制が求められる理由について、かえって誤解を招く無用の記載であるから、削除すべきである。

<参考>

当会議のこれまでの「審議参加と寄附金等に関する基準(案)」に対する意見書

2007年10月18日付

「審議参加と寄附金等に関する基準策定ワーキンググループヒヤリング意見書(改訂版)」

<http://www.yakugai.gr.jp/topics/file/071018hiaringuikenshokaitiban.pdf>

同年11月16日付追加「追加意見書」

<http://www.yakugai.gr.jp/topics/file/071126riekisouhanikensho2.pdf>

同年12月16日付

「審議参加と寄附金等に関する基準(案)」に関する意見書

<http://www.yakugai.gr.jp/topics/file/071216riekisouhanpabukome.pdf>

厚生労働省 医薬食品局総務課 御中

パブリックコメント

「審議参加に関する申し合わせ(案)」(20年1月22日)に関する意見

廣田憲威

〒113-8465 東京都文京区湯島 2-4-4 平和と労働センター 7階

全日本民主医療機関連合会

電話：03-5842-6451 FAX：03-5842-5657

【意見書】

貴職におかれましては、国民の健康と生命に重大な影響を及ぼす可能性のある利益相反に関する審議参加に関する申し合わせ(案)をとりまとめられたことは時宜を得ており、その尽力に心から敬意を表するものです。

以下、次の3点に関し、意見を提出いたします。

1. 「寄付金・契約金等」は「奨学寄附金」もしくは「教育研究の奨励をして大学等に寄付されるいわゆる奨学寄附金」を含むことを、申し合わせ(案)の「注4」で明記するよう要望します。

【理由】

①参考資料7の「(3)奨学寄附金の取り扱い」に、「審議のより一層の中立性・公平性の確保という観点から、奨学寄附金も含め、寄付金・契約金等は、内容を区別せずに、審議、議決不参加の基準を設定する方向で検討した」とあり、「奨学寄附金」を含めていることは適切です。

②しかし、申し合わせ(案)の「注4」には、「寄付金・契約金等」について具体的な記載がされているにかかわらず「奨学寄附金」の文字がなく不明瞭です。「奨学寄附金」あるいは「教育研究の奨励をして大学等に寄付されるいわゆる奨学寄附金」が含まれることを明記するよう要望します。

2. 「審議不参加の基準」と「議決不参加の基準」を別々に定めるのではなく、両者を一体化した「審議・議決不参加の基準」を定めることとし、その金額を「50万円以上」とするよう要望します。

[理由]

- ①議決は、審議全体の結論を確認する意味でなされるものであり、利益相反を有する人の発言は、議決にも大きな影響をもたらす可能性があります。また、第3者からもそのように見なされます。審議と議決は一体のものであり、「議決不参加の基準」は「審議不参加の基準」でもあるべきと考えます。
- ②「審議不参加の基準」は、個別企業からの受取額が年度あたり「500万円以上」となっていますが、この基準は実際上高額に過ぎ、このようなケースはむしろまれと考えられます。このような基準では、申し合わせ事項を定める意義が非常に薄くなると考えます。
- ③「審議・議決不参加の基準」の金額が「50万円以上」では少額すぎるという議論があるかと思いますが、この申し合わせは委員や参考人になる資格自体を制限するものでなく、該当審議事項の審議・議決への参加を制限するだけのものなので、利益相反を疑われないよう厳しくあるべきものと考えます。

3. 「特例」で、「部会など」がいわゆる余人をもって替え難いと認めた場合は審議・採決に参加を認めるとしています。これは「部会など」でなく第3者機関が決めるようするべきです。

[理由]

身内が決めるのでは公正性が担保されず、適切な第3者機関が決めるようするべきです。

以 上

厚生労働省医薬食品局総務課 御中

「審議参加に関する申し合わせ(案)」(20.1.22)に関する意見

新薬学研究者技術者集団

〒555-0024大阪市西淀川区野里3丁目6-8(有)大阪ファルマプランあおぞら薬局気付

電話06-6477-8080 ファックス06-6477-8082

国民の健康と生命に重大な影響を及ぼす可能性のある利益相反に関して、薬食審・薬事分科会の「審議参加に関する申し合わせ(案)」をとりまとめられたことは、時宜を得ており、尽力に敬意を表するものです。

以下、次の3点に関し、意見を提出いたします。

1. 「寄付金・契約金等」は「奨学寄附金」もしくは「教育研究の奨励を目的として大学等に寄付されるいわゆる奨学寄附金」を含むことを、申し合わせ(案)の「注4」で明記するよう要望します。

[理由]

①参考資料7の「(3)奨学寄附金の取り扱い」に、「審議のより一層の中立性・公平性の確保という観点から、奨学寄附金も含め、寄付金・契約金等は、内容を区別せずに、審議、議決不参加の基準を設定する方向で検討した」とあり、「奨学寄附金」を含めていることは適切です。

②しかし、申し合わせ(案)の「注4」には、「寄付金・契約金等」について具体的な記載がされているにかかわらず「奨学寄附金」の文字がなく不明瞭です。「奨学寄附金」あるいは「教育研究の奨励を目的として大学等に寄付されるいわゆる奨学寄附金」が含まれることを明記するよう要望します。

2.「審議不参加の基準」と「議決不参加の基準」を別々に定めるではなく、両者を一体化した「審議・議決不参加の基準」を定めることとし、その金額を「50万円以上」とするよう要望します。

[理由]

①議決は、審議全体の結論を確認する意味でなされるものであり、利益相反を有する人の発言は、議決にも大きな影響をもたらす可能性があります。また、第3者からもそのように見なされ

2.「審議不参加の基準」と「議決不参加の基準」を別々に定めるのではなく、両者を一体化した「審議・議決不参加の基準」を定めることとし、その金額を「50万円以上」とするよう要望します。

[理由]

- ①議決は、審議全体の結論を確認する意味でなされるものであり、利益相反を有する人の発言は、議決にも大きな影響をもたらす可能性があります。また、第3者からもそのように見なされます。審議と議決は一体のものであり、「議決不参加の基準」は「審議不参加の基準」でもあるべきと考えます。
 - ②「審議不参加の基準」は、個別企業からの受取額が年度あたり「500万円以上」となっていますが、この基準は実際上高額に過ぎ、このようなケースはむしろまれと考えられます。このような基準では、申し合わせ事項を定める意義が非常に薄くなると考えます。
 - ③「審議・議決不参加の基準」の金額が「50万円以上」では少額すぎるという議論があるかと思いますが、この申し合わせは委員や参考人になる資格 자체を制限するものでなく、該当審議事項の審議・議決への参加を制限するだけのものなので、利益相反を疑われないよう厳しくあるべきものと考えます。
3. 「特例」で、「部会など」がいわゆる余人をもって替え難いと認めた場合は審議・採決に参加を認めるとしています。これは「部会など」でなく第3者機関が決めるようするべきです。

[理由]

身内が決めるのでは公正性が担保されず、適切な第3者機関が決めるようするべきです

以上

「審議参加に関する申し合わせ(案)」(20.1.22)に関する意見

[REDACTED]

国民の健康と生命に重大な影響を及ぼす可能性のある利益相反に関連して、薬食審・薬事分科会の「審議参加に関する申し合わせ(案)」をとりまとめられたことは、時宜を得ており、尽力に敬意を表するものです。

以下、次の3点に関し、意見を提出いたします。

1. 「寄付金・契約金等」は「奨学寄附金」もしくは「教育研究の奨励を目的として大学等に寄付されるいわゆる奨学寄附金」を含むことを、申し合わせ(案)の「注4」で明記するよう要望します。

【理由】

①参考資料7の「(3)奨学寄附金の取り扱い」に、「審議のより一層の中立性・公平性の確保という観点から、奨学寄附金も含め、寄付金・契約金等は、内容を区別せずに、審議、議決不参加の基準を設定する方向で検討した」とあり、「奨学寄附金」を含めていることは適切です。

②しかし、申し合わせ(案)の「注4」には、「寄付金・契約金等」について具体的な記載がされているにかかわらず「奨学寄附金」の文字がなく不明瞭です。「奨学寄附金」あるいは「教育研究の奨励を目的として大学等に寄付されるいわゆる奨学寄附金」が含まれることを明記するよう要望します。

2. 「審議不参加の基準」と「議決不参加の基準」を別々に定めるのではなく、両者を一体化した「審議・議決不参加の基準」を定めることとし、その金額を「50万円以上」とするよう要望します。

【理由】

①議決は、審議全体の結論を確認する意味でなされるものであり、利益相反を有する人の発言は、議決にも大きな影響をもたらす可能性があります。また、第3者からもそのように見なされます。審議と議決は一体のものであり、「議決不参加の基準」は「審議不参加の基準」でもあるべきと考えます。

②「審議不参加の基準」は、個別企業からの受取額が年度あたり「500万円以上」となっていますが、この基準は実際上高額に過ぎ、このようなケースはむしろま

れと考えられます。このような基準では、申し合わせ事項を定める意義が非常に薄くなると考えます。

③「審議・議決不参加の基準」の金額が「50万円以上」では少額すぎるという議論があるかと思いますが、この申し合わせは委員や参考人になる資格 자체を制限するものでなく、該当審議事項の審議・議決への参加を制限するだけのものなので、利益相反を疑われないよう厳しくあるべきものと考えます。

3. 「特例」で、「部会など」がいわゆる余人をもって替え難いと認めた場合は審議・採決に参加を認めるとしています。これは「部会など」でなく第3者機関が決めるようすべきです。

【理由】

身内が決めるのでは公正性が担保されず、適切な第3者機関が決めるようすべきです。

以上